

2018年2月2日

金融安定理事会（FSB）による市中協議文書「バイルイン実行に関するプリンシプル」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、金融安定理事会（FSB）から2017年11月30日に公表された市中協議文書「バイルイン実行に関するプリンシプル」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがFSBにおけるさらなる作業の助けとなることを期待する。

### 【総論】

提示された市中協議文書は、バイルインを実行するうえでのガイダンスを示したものであるが、我々は、各国により破綻処理枠組みや金融機関のビジネスモデルが異なることを踏まえれば、柔軟性を確保したガイダンスとすることが重要であると考えます。この点、FSBガイダンス「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（Key Attributes）」との整合性を確保しながら各国枠組みにおいて一定の柔軟性が認められる点については、賛同の意を表明したい。

本文書で示された原則では、当局における対応とともに、金融機関にも対応が求められている。市中協議文書の趣旨に沿った対応を行ううえで、特に、バイルインの範囲や資産評価に係る原則において、実務上対応が困難なものや、明確化が必要なものが含まれている。これらの原則の規定の見直しにより、より実効的、かつ、バランスの取れた原則となることを期待している。

以下の各論では、実務上の観点から留意が必要と考えられる事項についてコメントしたい。

### 【各論】

#### 1. 必要となる情報の提供・開示（原則3、原則4）

「原則3」（バイルインの範囲策定のための情報）では、各国法域によって異なる可能性があるとしつつも、当局に提供すべき最低要件となりうる基本的な情報を明示している。また、「原則4」（バイルインの範囲に関する金融機関による開示）では、バイルインの対象となる金融商品や負債の金額、満期、構成に関する情報を市場参加者に提供することを求めている。

しかしながら、これらの情報については、各国の破綻処理の枠組みやプロセスに応じて、ホーム国当局の裁量を尊重し、真に必要な情報に限定すべきである。

## 2. 技術的なインフラの整備（原則3）

「原則3」では、監督当局がペイルインの範囲を判断するための必要な情報へのアクセスを確保するために、金融機関に対して適切な「技術的なインフラの整備」を求めている。

しかし、「技術的なインフラの整備」は、監督当局がペイルインの範囲を判断するための必要な情報へアクセスするうえで、必ずしも必要ではないと考えられる。また、破綻処理の円滑な実施のみを目的に過度な投資を必要とする規制は、金融機関のコスト増を招き、適切な金融仲介機能の発揮の障害となり得る。このため、「技術的なインフラの整備」は、既存インフラの活用等も認められる柔軟な枠組みとすべきである。

## 3. 評価にあたり必要となる態勢整備（原則6）

「原則6」（適時・堅牢な資産評価を支援する MIS および報告能力）では、金融機関に、適時・堅牢な資産評価を支援する経営情報システム（MIS：Management Information System）等のインフラの保持を求めている。

しかし、ビジネスモデルやリスクプロファイルは各金融機関で異なるため、本基準の運用については、実現レベルや対応時期等について、金融機関毎の事情に応じた柔軟な対応が必要になると考えられる。このことから、資産評価に必要なデータを提出するための態勢整備として、特定の IT システム等の整備による対応を前提とせず、既存インフラの活用等も認められる柔軟な枠組みとすべきである。

また、態勢整備は各国の金融システムや業務プロセスの特性に応じたものにするとともに、各国の状況に応じて態勢整備が進められるよう、十分な時間軸を持つことを許容いただきたい。

## 4. 資産評価モデル（原則6）

原則6において、「技術的なインフラ」の一例として「資産評価モデル」が記載されている。各国の破綻処理枠組みや金融機関のビジネスモデルを踏まえると、金融機関が資産評価モデルを独自に策定する必要性が生じる場合も想定されるが、本原則においては、常に金融機関が対応を求められるわけではないということを確認したい。

また、「資産評価モデル」という言葉が示す意味・範囲については、誤解が生じないように説明を加えるべきと考える。

さらに、「資産評価モデル」が各金融機関によって変わらないものであれば、その内容を標準的に定めることを検討する余地があるのではないかと考える。

以上